（別紙）
多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）　新旧対照表

| 変更前 | 変更後 |
| --- | --- |
| （様式第２－６号）<br><br>熊本県<br><br>多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）<br><br>**１．取組の推進に関する基本的考え方**<br>【略】<br>**２．農地維持支払交付金に関する事項**<br>【略】<br>**３．資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）に関する事項**<br>（１）地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定<br>【略】<br>（２）交付単価<br>① 基本的考え方<br>【略】<br>② 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の交付単価<br>【略】<br>③ 加算単価<br>多面的機能の更なる増進を図る活動に取り組んでいる対象組織が、事業計画に定める活動期間中に、熊本県地域活動指針及び同指針に基づく要件（資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動）（以下、別紙２という）の第３の３に示す多面的機能の増進を図る活動の活動項目から新たに活動項目を選択し、１活動項目以上追加する場合又は新たに設立する対象組織及び多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいない対象組織が、事業計画に定める活動期間中に別紙２の第３の３に示す多面的機能の増進を図る活動の活動項目から２活動項目以上選択して取り組む場合に、当該活動期間中に限り加算できる交付単価は以下、加算単価①のとおりとする。<br>多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援を受ける対象組織であって、次のア又はイのいずれかに該当する活動を行う場合に、当該活動期間中に限り加算単価①の単価に更に加算できる交付単価は以下、加算単価②のとおりとする。<br>ア．農業者以外の者が構成員のうち４割以上を占め、かつ、当該対象組織の活動に参加する個人及び団体の構成員のうち８割以上が参加する実践活動を毎年度行う場合<br><br>イ．農業者以外の者が構成員のうち４割以上を占め、かつ、役員に女性が２名以上選任されている場合で、当該対象組織の活動に参加する個人及び団体の構成員の合計のうち６割以上が参加する実践活動を毎年度２種以上それぞれ別の日に行う場合 | （様式第２－６号）<br><br>熊本県<br><br>多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）<br><br>**１．取組の推進に関する基本的考え方**<br>【略】<br>**２．農地維持支払交付金に関する事項**<br>【略】<br>**３．資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）に関する事項**<br>（２）地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定<br>【略】<br>（２）交付単価<br>④ 基本的考え方<br>【略】<br>⑤ 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の交付単価<br>【略】<br>⑥ 加算単価<br>多面的機能の更なる増進を図る活動に取り組んでいる対象組織が、事業計画に定める活動期間中に、熊本県地域活動指針及び同指針に基づく要件（資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動）（以下、別紙２という）の第３の３に示す多面的機能の増進を図る活動の活動項目から新たに活動項目を選択し、１活動項目以上追加する場合又は新たに設立する対象組織及び多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいない対象組織が、事業計画に定める活動期間中に別紙２の第３の３に示す多面的機能の増進を図る活動の活動項目から２活動項目以上選択して取り組む場合に、当該活動期間中に限り加算できる交付単価は以下、加算単価①のとおりとする。<br>多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援を受ける対象組織であって、次のア又はイのいずれかに該当する活動を令和５年度に行っている場合に、同年度を含む活動期間中に限り加算単価①の単価に更に加算できる交付単価は以下、加算単価②のとおりとする。<br>ア．農業者以外の者が構成員のうち４割以上を占め、かつ、当該対象組織の活動に参加する個人及び団体の構成員のうち８割以上が参加する実践活動を毎年度行う場合<br><br>イ．農業者以外の者が構成員のうち４割以上を占め、かつ、役員に女性が２名以上選任されている場合で、当該対象組織の活動に参加する個人及び団体の構成員の合計のうち６割以上が参加する実践活動を毎年度２種以上それぞれ別の日に行う場合 |